

# Town Information

## サロマ暮らしの情報掲示板

◎詳しい内容は直接お問い合わせください。

◎記事中の記号は次のとおりです。

- ☎：お問い合わせ先    ☎：電話    FAX：ファックス    申：申込先  
 HPホームページ    E：メールアドレス    FB：フェイスブック

### 人のうごき 5月末

- 人口：4,891人 (-24人)  
【内外国人：160人】
  - 男♂：2,317人 (-8人)  
【内外国人：27人】
  - 女♀：2,574人 (-16人)  
【内外国人：133人】
  - 世帯：2,409戸 (-15戸)  
【内外国人：149戸】
- ※ ( )内数字は前月比

## TAX 税金

### 町税・保険料 納期のお知らせ

町税・保険料の納期をお知らせします。忘れずに納めましょう。

#### ◆固定資産税(2期)

問 企画財政課資産税係・徴収対策室  
 ☎ 2・1214

#### ◆国民健康保険税(1期)

問 企画財政課町民税係・徴収対策室  
 ☎ 2・1214

#### ◆介護保険料(1期)

問 保健福祉課介護保険係  
 ☎ 2・1212

#### ◆後期高齢者保険料(1期)

問 町民課医療保険係  
 ☎ 2・1213

#### ◆納期…8月2日

#### ◆口座振替…7月26日

※諸事情により「納期限までに納められない」「二度に納められない」などの納税の相談や、不明な点がございましたらご相談ください。

## 暮らし

### これからの季節はハチに注意

暖かくなるとハチの活動が活発になってきます。

ハチは、巣を刺激するものに対して集団で攻撃してきますので、巣を見つけたらハチを刺激せず、町民課生活環境係までご連絡ください。

また、ハチの中には土の中に巣を作る種類もいますので、山などに入るときは十分に注意してください。

町民課が実施するハチ駆除(巣の撤去)は無料です。ただし、巣の場所がわからない場合や、場所によっては駆除できない場合がありますのでご了承ください。

#### ◆ハチの捕獲方法

ハチが多くて困っていても巣を発見できなければ駆除することができません。こんなときは「ハチとり罠」を作って捕獲することができます。

#### ★用意するもの

- ▽酒 150cc・酢 50cc・砂糖 60g
- ▽空のペットボトル

#### ★作り方

- ① 酒、酢、砂糖をよくかき混ぜてペットボトルの中に入れます。
- ② ペットボトルの口にひもを巻き、



枝などに吊るします。これだけで付近のハチがペットボトルの中に入り、ほとんど出てこれなくなります。

#### ★ポイント

- ・ある程度ハチが入ったら中身を新しいものに変えましょう。
- ・中身を変える際やハチを取り出す際は、十分に注意してください。
- ・ハチがいなくなったら必ず罠を外しましょう。(他の場所から集まります)
- ・ペットボトルはなるべく凹凸の少ないものを使いましょう。

問 町民課生活環境係  
 ☎ 2・1213

町議会議員選挙について  
9月12日(日)投票日

9月29日で任期満了となります。佐呂間町議会議員の選挙が9月12日に行われます。私たち町民にとって、最も身近で大切な選挙です。有権者の方は、棄権することなく必ず投票しましょう。

◆選挙期日

▽投票日 9月12日(日)7時～18時  
▽告示日 9月7日(火)

◆立候補について

町議会議員選挙に立候補できる方は、佐呂間町議会議員の選挙権を有する者で、満25歳以上の方です。

▽届出期間

9月7日(火)8時半～17時

▽届出受付場所

役場2階会議室

※郵便等による届け出は認められません。

◆立候補予定者説明会

▽日時 8月6日(金)午前10時から

▽場所 佐呂間コミセン2階集会室

◎佐呂間町選挙管理委員会

☎2・1292



# 北海道警察官募集



第2回警察官採用試験日程

| 採用予定人員              | 受付期間                 | 1次試験     | 2次試験            |
|---------------------|----------------------|----------|-----------------|
| 220名程度<br>うち女性55名程度 | 7月1日(木)<br>～8月20日(金) | 9月19日(日) | 10月下旬<br>～11月上旬 |

受験資格：平成元年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方

◎北見方面遠軽警察署 ☎0158・42・0110



海上保安学校学生の募集

◆受付期間

▽インターネット受付

7月20日(火)～29日(木)

▽郵送・持参

7月20日(火)～21日(水)

◆試験過程

・船舶運航システム(航海・機関・主計コース)・情報システム・管制・航空・海洋科学

◆受験資格

本年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない方および来年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業

する見込みの方等

◆一次試験…9月26日(日)

◆一次試験合格発表…10月13日(水)

◆二次試験…10月19日(火)～28日(木)の指定する日

◆最終合格発表…11月24日(水)

◆航空課程のみ翌年1月20日(木)

◆採用(入学)…令和4年4月

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により日程が変更される場合がありますので、詳細につきましては海上保安庁ホームページをご確認またはお問い合わせください。

◎紋別海上保安部管理課

☎0158・23・0118

🌐 <https://www.kaiho.milt.go.jp/>

## 国家を守る、公務員になろう!

令和3年度 高校卒業予定者

### 自衛官採用試験

7/1(木)から各種試験種目受付開始!

| 自衛官候補生                             | 一般曹候補生                             | 航空学生   |
|------------------------------------|------------------------------------|--|
| 【試験日】<br><b>9/22(水)</b><br>9/6申込締切 | 【試験日】<br><b>9/16(木)</b><br>9/6申込締切 | 【試験日】<br><b>9/20(月)</b><br>9/9申込締切               |
| 【資格】<br>18～33歳未満                   | 【資格】<br>18～33歳未満                   | 【資格】<br>・海上自衛隊<br>18～23歳未満<br>・航空自衛隊<br>18～21歳未満 |
| 任期制で<br>任期満了後に<br>進路が選べる!          | 終身雇用で<br>明確なキャリア<br>ステップ!          | パイロット等<br>になりたい男女へ<br>平等な採用枠!                    |

※コロナウイルスの影響により延期または中止となる場合があります。



自衛隊旭川地方協力本部 遠軽地域事務所 0158-42-6616



(5月16日～6月9日受付分)

◆社会福祉協議会へ

▼香典返しを廃して

- 仁倉 大塚 秀章 さん
- 栃木 歳永 俊江 さん
- 朝日 近藤 博之 さん
- 若佐 秋元 七江 さん
- 若佐 村井 さとみ さん

▼活動終了に伴う寄付金として  
よりあいサロン呂々 さん

◆西中央長寿会へ

- 宮前町 牧田 スミ子 さん

◆共立老人クラブへ

- 共立 藤岡 秋夫 さん
- 共立 十亀 博 さん

## ふるさとまちづくり振興事業 をご活用ください

「ふるさとまちづくり振興事業」とは、町民の皆さんが個人や団体で行う下記の対象事業に対して、町が助成を行う制度で、これまで「ちびっこ探検学校ヨロン島参加事業」など62件の事業に助成を行っています。助成を希望される方はご相談ください。

| 対象事業の概要   | 助成対象者  | 対象経費・補助率  |
|---|--|---|
| <p><b>【文化の里づくり】</b></p> <p>本町における伝統的かつ継承が必要な文化の活発化や掘りおこしのため、地域がもつ素材を活用し、広く町民の意識を高めるための事業</p> <p>本町がもつ素材を基に、地域に密着したユニークで新たな文化の創造を行い、住民の連帯感やまちづくりの意識高揚につながる日常的な実践活動で、創作、発表、奨励、普及などの事業</p> | <p>個人・団体</p> <p>ただし、文化連盟などの上部団体は除く</p>                                     | <p>事業を行う上で必要と認める備品等</p> <p>ただし、更新については、耐用年数が経過したものとし、特に必要と認めるものとする</p> <p><b>【補助率】</b></p> <p>個人：1/2以内</p> <p>団体：8割以内</p> |
| <p><b>【ふるさと景観づくり】</b></p> <p>街並み、自然等、地域の特色ある景観などの保存および地域の生活文化に関連した新たな景観づくりなどを進め、ゆとりと潤いのある地域づくりを推進する事業</p>   | <p>個人・団体</p>   | <p>事業を行う上で必要と認める維持管理費用</p> <p><b>【補助率】</b></p> <p>個人：1/2以内</p> <p>団体：8割以内</p>   |
| <p><b>【ふるさと交流ネットワーク】</b></p> <p>都市との地域間交流や外国との交流などを通じ本町の将来を考えながらふるさと運動を推進していくための人づくりを推進する事業</p>   | <p>個人・団体</p> <p>ただし、国内・国外研修それぞれ1回限りとする(推進委員会が推奨する事業への参加は、1回に限り回数に含めない)</p> | <p>研修に伴う旅費、宿泊費及び交流・研修に要する費用</p> <p><b>【補助率】</b></p> <p>学生：2/3以内</p> <p>大人：1/2以内</p>                                       |
| <p><b>【さろま『360夢おこし』】</b></p> <p>新たな発想のもとに地域の生活、文化、福祉、スポーツ、産業等の地域振興を目的とした先導的な取り組みなどの調査研究及び指導者などの技術習得をすることにより、ゆとりと潤いのある地域づくりを進める事業</p>  | <p>個人・団体</p> <p>ただし、国内・国外研修それぞれ1回限りとする</p>                                 | <p>学生：2/3以内</p> <p>大人：1/2以内</p>   |

## 65歳以上の方の介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、40歳以上の方に納めていただく保険料などを財源として、介護が必要な高齢者とその家族をみんなで支えていく制度です。65歳以上の介護保険料については次の方法により納めることとなります。安心して介護サービスが利用できるよう保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。普通徴収の方は保険料の納付通知書を送付しますので、各納入期限(7月～12月の各月)までに納付してください。年度途中で65歳になられた方や佐呂間町へ転入された方も普通徴収となります。

特別徴収の方は保険料を年金から差し引きます。8月の年金から引く保険料が変更となる方には仮徴収額変更通知書を送付、また、10月・12月・翌年2月の年金から引き去る額を記載した特別徴収通知書を送付します。

災害や失業など、やむを得ない理由(新型コロナウイルス感染症が原因のものも含む)で保険料の納付が困難なときは減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときはお早めにご相談ください。

### 令和3年度 介護保険料表

※第1～3段階の負担割合が軽減(  で囲まれた部分)、第4～9段階は変更なし

| 区分   |   | 基準保険料                                     | 負担割合  | 年額保険料   |
|------|---|---|-------|---------|
| 第1段階 | ・高齢福祉年金、生活保護の受給者等<br>・町民税非課税世帯で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方 | 【基準月額】<br>4,500円<br><br>【基準年額】<br>54,000円 | 0.3   | 16,200円 |
| 第2段階 | 町民税非課税世帯で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方               |   | 0.375 | 20,300円 |
| 第3段階 | 町民税非課税世帯で第1段階および第2段階に該当しない方                               |   | 0.7   | 37,800円 |
| 第4段階 | 町民税課税世帯で本人は町民税非課税の方(前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方)           |   | 0.875 | 47,200円 |
| 第5段階 | 町民税課税世帯で本人は町民税非課税の方(第4段階に該当しない方)                          |   | 1.0   | 54,000円 |
| 第6段階 | 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方                              |   | 1.2   | 64,800円 |
| 第7段階 | 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方                       |   | 1.3   | 70,200円 |
| 第8段階 | 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方                       |   | 1.5   | 81,000円 |
| 第9段階 | 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の方                              |   | 1.7   | 91,800円 |

※消費税率引上げに伴い、令和元年度から、所得の少ない第1～第3段階の負担割合を軽減

☎保健福祉課介護保険係 ☎2・1212

## イベント中止のお知らせ

下記イベントは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を考慮し、中止となりましたのでお知らせします。

### 9月 シンデレラ夢まつり

📍シンデレラ夢実行委員会  
☎090・1520・5513

### 10月 サロマ大収穫祭

📍佐呂間町観光物産協会(経済課商工観光係)  
☎2・1200

## 町営住宅の空き状況

| 団地名  | 居住階 | 間取り  | 戸数 | 家賃       |
|------|-----|------|----|----------|
| 西富   | 1階  | 2LDK | 1戸 | 19,400円～ |
|      | 1階  | 3LDK | 5戸 | 15,200円～ |
|      | 2階  | 3LDK | 3戸 | 15,200円～ |
| 宮前   | 2階  | 3LDK | 7戸 | 23,300円～ |
| 栄    | 1階  | 3LDK | 2戸 | 15,300円～ |
| 若佐第2 | 1階  | 3LDK | 1戸 | 15,700円～ |
|      | 2階  | 3LDK | 2戸 | 15,700円～ |
| 若里   | 平屋  | 3DK  | 2戸 | 9,200円～  |

6月22日現在

📍建設課管理係 ☎2・1210

## 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう 年金生活者支援給付金制度に便乗した詐欺に注意

### 国民年金便り

#### ◆国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードやインターネット等を利用しての納付や便利でお得な口座振替もあります。

毎月の保険料の納付期限は、「翌月の末日」です。保険料の納め忘れがあると、万一障害や死亡といった不慮の事態が発生したときに、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、必ず納付期限までに納めてください。

なお、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、令和2年2月分以降の保険料の納付が免除・猶予される臨時特例措置も設けられていますので北見年金事務所または役場戸籍年金係にご相談ください。

#### ◆給付金制度に便乗した詐欺に注意

令和元年10月より始まった年金生活者支援給付金制度に便乗し、厚生労働省、日本年金機構または市区町村の職員を名乗る者から「年金生活者支援給付金の振込口座が使えないため、新しい口座番号、暗証番号、マイナンバーを教えてほしい。」という不審な電話がかかってきた事例が報告されています。

厚生労働省および日本年金機構では、電話でお客様の口座番号、暗証番号、マイナンバー等をお聞きすることはありません。このような電話があっても、口座番号等の個人情報を答えることのないようにご注意ください。

📍北見年金事務所 ☎0157・33・6007

📍町民課戸籍年金係 ☎2・1213

**!**  
**その他**

**青少年の非行・被害防止  
道民総ぐるみ運動強調月間**

7月は青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間です。家庭でも、非行や犯罪被害の防止に向けたルールづくりについて話し合しましょう。また、子どもが使うスマートフォン等にはフィルタリングをしましょう。

**北海道障害者職業能力開発校  
見学会のお知らせ**

北海道障害者職業能力開発校では入校を希望される方等に訓練内容や寮生活に関する理解を深めていただくことを目的に、見学会を開催します。

▽日程：7月26日(月) 13時半～

▽申込期限：7月20日(火)

※申込方法は左記までお問い合わせください。

申・問

北海道障害者職業能力開発校

☎ 0125・52・2774

FAX 0125・52・9177

**後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険証の一齐更新～**

**保険証が新しくなります**

現在ご使用の水色の保険証は7月31日が有効期限となっており、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、黄緑色の保険証をご使用ください。有効期限は1年間です。

新しい保険証は

**黄緑色**

**減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)と  
限度証(限度額適用認定証)も新しくなります**

現在ご使用の黄色の減額認定証および限度証は7月31日が有効期限となっており、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に認定証を交付しますので、8月1日からは橙色の認定証をご使用ください。有効期限は1年間です。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、町民課医療保険係へ申請してください。

◆減額認定証の交付対象者区分について

|            |  |
|------------|--|
| <b>区分Ⅰ</b> | 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方<br>・世帯全員の所得が0円の方<br>(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)<br>・老齢福祉年金を受給されている方 |
| <b>区分Ⅱ</b> | 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方   |

◆限度証の交付対象者区分について(現役並みⅠ・Ⅱが対象者)

|              |  |
|--------------|--|
| <b>現役並みⅠ</b> | 現役並みⅡ・Ⅲに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方             |
| <b>現役並みⅡ</b> | 現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 |
| <b>現役並みⅢ</b> | 住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方            |

新しい認定証は

**橙色**

紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民課医療保険係までお申し出ください。また、古い保険証等は、町民課医療保険係へお返しいただくか、破棄してください。

☎北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011・290・5601

☎町民課医療保険係 ☎2・1213

## 傷病手当金について

国民健康保険または後期高齢者医療保険制度に加入している方で、新型コロナウイルスに感染した、または感染が疑われる症状のために、勤め先で働くことができず、給与等の支払いを受けられなくなった方は「傷病手当金」の対象となりますので、お問い合わせください。

支給対象期間は、令和2年1月1日から令和3年9月30日の間に働かない日が4日以上となった場合、その4日目から復帰するまでとなります。

☎ 町民課医療保険係  
2・1213

## 重度医療・ひとり親家庭等医療・乳幼児等医療受給者証の更新について

北海道医療給付事業の各受給者証の更新手続きは、申請手続きの緩和をはかるため、当初申請時に所得状況の確認について同意をいただいています。所得状況を確認し、該当になる方には7月中に新しい受給者証を発送しますので、8月以降、医療機関を受診する際には、「被保険者証」と一緒に窓口へ提示してください。

☎ 町民課医療保険係  
2・1213

## 国民健康保険制度のお知らせ

## 新しい国民健康保険被保険者証を発送します

佐呂間町国民健康保険の被保険者証は、7月31日が有効期限です。

8月からの新しい被保険者証は、7月23日までに順次発送しますので、お手元に届きましたら、期限切れの被保険者証は破棄してください。

また、既に学校を卒業され他市町村に居住されている場合や事業所等の健康保険の資格を有した場合は、国保喪失の届出が必要になります。届出を忘れているとそのまま国保税が課税されたり、保険の給付を受けられないことがありますので、必ず喪失の届出を行ってください。

## 国民健康保険限度額認定証について

医療機関などで診療を受けたとき、窓口で「認定証」を提示することで、医療費の適用区分(所得により区分が分かります)に応じた限度額までを支払うこととする制度です。現在、交付されている認定証は7月31日が期限です。

国民健康保険の加入者で「認定証」の交付を必要とする方は、申請をしてください。

◆申請に必要な物：印鑑・国民健康保険被保険者証

☎ 町民課医療保険係 2・1213

## 有料広告

# カーライフプラン

金利割引実施中

取扱期間：2021年4月1日(木)～2022年3月31日(木)

お申し込み際には事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。詳しくは当金庫ホームページをご覧ください。窓口へお問い合わせください。



ふれあい さわやか  
遠軽信用金庫



<http://www.shinkin.co.jp/engaru/>

佐呂間支店  
常呂郡佐呂間町字永代町 99 番地の 1  
TEL : 01587 - 2 - 3021

## 国民健康保険税率を改正しました

国民健康保険制度の都道府県化により、各市町村は北海道に国保事業費納付金を納めています。この納付金を納めるためには国民健康保険税が充てられますが、現行の税率では、今後不足することが見込まれるため、次のとおり税率を改正しました。

今回の税率改正では、所得割・均等割などの税率を上げるとともに、資産税割は廃止に向けて税率を下げています。

| 区分                    |       | 令和2年度    | 令和3年度          | 増減    |
|-----------------------|-------|----------|----------------|-------|
| 所得割<br>※前年の所得に応じて負担   | 医療分   | 5.4%     | <b>5.7%</b>    | +0.3% |
|                       | 後期支援分 | 1.6%     | <b>1.7%</b>    | +0.1% |
|                       | 介護分   | 1.0%     | <b>1.1%</b>    | +0.1% |
| 資産割<br>※固定資産税額に応じて負担  | 医療分   | 11.5%    | <b>9.6%</b>    | -1.9% |
|                       | 後期支援分 | 4.3%     | <b>3.6%</b>    | -0.7% |
|                       | 介護分   | 2.2%     | <b>1.8%</b>    | -0.4% |
| 均等割<br>※加入者一人ごとに負担    | 医療分   | 29,000円  | <b>29,500円</b> | +500円 |
|                       | 後期支援分 | 8,000円   | <b>8,500円</b>  | +500円 |
|                       | 介護分   | 9,000円   | 9,000円         | —     |
| 平等割<br>※一世帯ごとに負担      | 医療分   | 28,000円  | 28,000円        | —     |
|                       | 後期支援分 | 7,500円   | 7,500円         | —     |
|                       | 介護分   | 5,500円   | 5,500円         | —     |
| 賦課限度額<br>※1年間の保険税額の上限 | 医療分   | 630,000円 | 630,000円       | —     |
|                       | 後期支援分 | 190,000円 | 190,000円       | —     |
|                       | 介護分   | 170,000円 | 170,000円       | —     |

### 今後の国民健康保険税

現在は国や北海道からの交付金により緩和措置がとられていますが、今後も医療費負担は増加していく見込みです。医療費に対応した税率を確保するためには、税率を北海道が示す標準保険税率に近づけていく必要があります。

また、国・北海道の指導で一般会計からの繰入金金の解消、全道的な保険税の平準化のため4方式から3方式への変更(資産税割の廃止)が求められています。

佐呂間町の国民健康保険を運営するためには、今後も税率改正を行うこととしておりますが、加入者の負担が急激に上昇することのないよう段階的な引き上げを予定しています。

### 医療費と国保税

北海道が集める「納付金」は各市町村の医療費と所得によって算定され、これらが増加すると佐呂間町が収める納付金も増加し、その財源である「国保税」の引き上げに繋がります。

健康で安心した生活を送るためには、適正な医療を受けること、そして健康づくりへの意識と、予防・早期発見が重要です。適度な運動や生活習慣の見直し、各種検診の受診により、健康を維持することが税率の上昇をおさえることにつながります。

### 保険税の均等割・平等割の軽減対象となる所得基準の範囲を拡大

| 軽減率 | 世帯の所得基準            | 改正 | 軽減率 | 世帯の所得基準                               |
|-----|--------------------|----|-----|---------------------------------------|
| 7割  | 33万円               | →  | 7割  | 43万円+10万円<br>×(給与所得者数-1)              |
| 5割  | 33万円+(28万5千円×加入者数) |    | 5割  | 43万円+28万5千円×被保険者数<br>+10万円×(給与所得者数-1) |
| 2割  | 33万円+(52万円×加入者数)   |    | 2割  | 43万円+52万円×被保険者数<br>+10万円×(給与所得者数-1)   |



## サロマゲンキマイレージ『夏の特別企画』

### ◎町の検診でポイントを貯めよう!

ポイントがたくさん貯まる!!

| 対象事業         | ポイント付与対象者    | 付与要件およびポイント数       |
|--------------|--------------|--------------------|
| 特定健康診査※国保加入者 | 40～74歳の方     | 受診で5ポイント           |
| 39歳以下健康診査    | 39歳以下の方      |                    |
| 後期高齢者健康診査    | 75歳以上の方      |                    |
| がん検診(胃・肺・大腸) | 一般男女         | どれかひとつでも受診すると5ポイント |
| 口腔健康度判定      | 健診受診者(対象者限定) | 質問用紙提出で5ポイント       |

★健診会場で次年度の予約をするとさらに5ポイント進呈します。

◆申し込みは、電話・回覧・窓口・町ホームページにて行うことができます。

ホームページでの申し込みは右記QRコードから応募フォームへアクセスできます。

問・申保健福祉課保健推進係 ☎2・1212



### ◎武道館・温水プール「Star」のサマーキャンペーン

#### ①健康運動トライアル+スタートアップキャンペーン

期間中、武道館・温水プール「Star」にて運動を実施し、設定利用回数をクリアするとボーナスポイントを進呈します。

◆**申込期間**：7月27日(火)～8月31日(火)

◆**実施期間**：7月27日(火)～10月31日(日)

◆**対象者**：高校生以上の町民 ※定員25名

◆**その他**：参加登録が必要です。スター受付にてお申し込みください。

#### ②たくさん泳いで「まいる」と「景品」をゲットしよう! キャンペーン

小学校の夏休み期間中、プールを利用した回数に応じてボーナスポイントを進呈します。

◆**申込期間**：7月27日(火)～8月14日(土)

◆**提出期間**：7月27日(火)～8月19日(木)まで随時受付

◆**対象者**：町内の小学生 ※定員50名

◆**その他**：参加にはチェックカードが必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

問・申武道館・温水プール「Star」 ☎2・2261

サロマゲンキマイレージとは、佐呂間町で開催している健康づくり事業に参加すると景品と交換できるポイントがもらえる企画のことで、町の特定健診やがん検診、健康に関する講座や教室の他、乳幼児相談事業などが対象となります。また、武道館・温水プール「Star」で開催しているスイミング教室やパーソナルトレーニングなども対象となっています。

ポイントを貯めると、道の駅サロマ湖で地元の特産品との交換や飲食に利用できたり、抽選で「ふるさと商品券2,000円分」が当たるチャンスがあります。

※景品のラインナップは町ホームページか町内施設に掲示している景品メニューをご覧ください。

#### ポイント交換の流れ

##### ①ポイントが集まったら…

保健福祉課窓口または「Star」にポイントカードを提出し、景品交換券をもらいましょう。

**受付期間**：令和4年3月28日(月)まで随時受け付けています。

##### ②景品交換券をもらったら…

道の駅サロマ湖へ行きましょう! 道の駅スタッフに交換券を渡し、景品を受け取りましょう。

★景品交換でご来場した方には道の駅サロマ湖からのご厚意により、かぼちゃのミニソフトがサービスでいただけます。



子育て世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！

## 子育て世帯 生活支援特別給付金のご案内

■支給対象者：下記の両方に当てはまる方(ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

○令和3年3月31日時点で**18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)を養育する父母等

※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。

○令和3年度**住民税が非課税**の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

■支給額：児童一人当たり一律**5万円**

支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

■支給手続き：①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で**住民税非課税の方**  
→**申請は不要**(該当者には通知書を送付します)

②令和3年3月31日において、平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童を養育している方で**住民税非課税の方**

→**申請が必要**(該当者には申請書類を送付します)

▷送付された申請書類を役場保健福祉課社会福祉係に提出してください。

③上記①②以外の方(収入が急変した方等)

→**申請が必要**

▷収入が確認できるものを持参し、役場保健福祉課社会福祉係の窓口にお越しください。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

☎保健福祉課社会福祉係 ☎2・1212

### 有料広告

中学生のみなさん! 努力は、きっとおもしろい。練成会グループ 創立45周年

未来に向けて、この夏から始める!!

練成会 ONLINE

夏期講習会 受付中

|      |                     |
|------|---------------------|
| 指導科目 | テスト                 |
| 受験科目 | 診断テスト<br>北海道学力コンクール |

2学期生も好評受付中!

オンライン授業だから  
いつでも!  
どこでも!  
何度でも!

練成会オンライン授業のご紹介▶

勤道は未来選び。「熱意あふれる親身な指導」で目標達成へ導きます!

札幌市北区 北8条西5丁目 ☎0120-975-545

入会・体験授業のお申し込みはホームページからできます!

練成会オンライン指導本部 <https://www.renseikai.com/online>

# 避難情報が変わります

法律の改正によって、避難情報等の発令基準の見直しのため、今後発令される避難情報等が変更になりますのでご注意ください。

| 避難情報等   | 居住者等がとるべき行動等  |
|---|---|
| 【警戒レベル5】<br>「災害発生情報」<br>が<br><b>「緊急安全確保」</b><br>に変わります            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</li> </ul> <p>・指定緊急避難場所等への避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>   |
| 【警戒レベル4】<br>「避難指示、避難勧告」<br>が<br><b>「避難指示」</b><br>に変わります           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれが高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</li> </ul> <p>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>【避難指示・避難勧告は「避難指示」に一本化されます。】</p>   |
| 【警戒レベル3】<br>「避難準備、<br>高齢者等避難開始」<br>が<br><b>「高齢者等避難」</b><br>に変わります | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> </ul> <p>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p> |
| 【警戒レベル2】<br>「大雨・洪水・高潮注意報」<br><b>変更なし</b>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：気象状況悪化</li> <li>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</li> </ul> <p>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</p>  |
| 【警戒レベル1】<br>「災害発生情報」<br><b>変更なし</b>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</li> </ul> <p>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</p>   |

|             |    |      |      |
|-------------|----|------|------|
| 5月の出場状況(町内) |    |      |      |
| 火災出場        | 0件 | 救急出場 | 23件  |
| 令和3年累計(町内)  |    |      |      |
| 火災出場        | 3件 | 救急出場 | 116件 |

# 消

# 防

Information

## ①熱中症に注意! ②火の取り扱いに注意!

Topics

### 熱中症に注意!

熱中症は高温多湿の環境に体が適応できない場合に生じる症状で、屋外だけでなく屋内でも発症します。特に高齢者や子どもは熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

#### 熱中症を防ぐポイント

##### point 1 暑い場所を避ける

直射日光を避け、日陰を選んで歩いたりしましょう。



##### point 2 こまめに水分補給

のどが渇く前に、こまめに水分を補給しましょう。



##### point 3 涼しい場所でひと休み

日陰でこまめな休憩をとって、無理をしないようにしましょう。



### point 4 適宜マスクをはずす

屋外で人と十分な距離を確保できない時は、適宜マスクをはずしましょう。



※新型コロナウイルス感染症予防でマスクを着用することが多くなっていますが、マスクを着用すると、熱中症が発症しやすくなりますのでご注意ください。

#### 熱中症の応急処置

① 涼しい場所や、日陰のある場所へ移動し、衣服を緩め安静に寝かせる

② エアコンや扇風機をつけて体を冷やす(首の周り、脇の下、太もものつけ根など太い血管の部分を冷やす)

③ 飲めるようであれば水分をとらせる



自分で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう。

### 防火管理講習のご案内

消防法施行令に基づき、防火管理者(甲種・乙種)の資格を取得するための講習会を行います。

火災を未然に防止し、被害の軽減を図るためには、防火管理者は防火管理の重要性を十分に再確認し、防火管理業務を遂行させていくことが重要です。皆さんの事業所もぜひ、防火管理者の育成に努めていただきますよう、お願いします。

#### 日時

◆ 甲種新規 2日間

11月9日(火)、10日(水) 10時～16時

▽ 甲種再講習 1日間

11月9日(火) 13時～15時

▽ 乙種 1日間

11月9日(火) 10時～16時

◆ 会場 遠軽町福祉センター

#### 受講料

甲種・乙種 各3,500円

甲種再講習 3,000円

#### 申込期間

8月2日(月)～9月30日(木)

#### 申・問

遠軽地区広域組合消防本部予防課

☎01588・42・7600

FAX 01588・42・2184